

阪南市分別収集計画

令和元年 7 月

阪 南 市

-目 次-

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	4
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み	6, 7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成4年に空缶・空ビンの分別収集を開始し、それ以降、分別収集する容器包装廃棄物の種類を拡大するとともに、平成20年4月からは可燃ごみと粗大ごみの有料化を実施し、ごみの減量化の取組みを推進している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・3R（Reduce・廃棄物の発生抑制）、（Reuse・再使用）、（Recycle・再利用）を基本とした地域社会づくり。
- ・市民、事業者、行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,738	2,732	2,725	2,719	2,712

容器包装廃棄物種類別排出量見込みの内訳

（単位：t）

年 度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
主としてスチール製の容器包装	176	174	172	170	168
主としてアルミ製の容器包装	67	67	66	65	64
無色のガラス製	176	174	172	170	168
茶色のガラス製	126	124	123	122	120
その他のガラス製	36	36	35	35	35
飲料用紙パック	125	125	125	125	125
ダンボール	755	755	755	755	755
その他紙製容器包装	266	266	266	266	266
ペットボトル	160	160	160	160	160
その他プラスチック製容器包装	851	851	851	851	851
内白色トレイ	0	0	0	0	0

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るために、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義と温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、適切なごみの出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

（2）マイバックの推進と過剰包装の抑制

買い物の際は、繰り返し使用可能なマイバック（買い物袋）を持参するよう啓発し、レジ袋等はもらわないようにするとともに、包装簡素化を推進する。

（3）再生資源を原材料とした製品の推進

再生材や再生可能資源（紙・バイオプラスチック等）の製品を推進し、積極的な利用、販売の促進を図る。

（4）プラスチック資源循環

ワンウェイプラスチック製容器包装・製品について、不必要に使用・廃棄されることのないようリデュースに努めつつ、使用した場合は出来るだけ長期間使用し、使用後は効率的なリサイクルシステムを通じて分別回収し循環利用を図る。

（5）海洋プラスチック対策

海洋環境や生態系に深刻な影響を与えている海洋プラスチックの削減のため、市及び地域活動等による海岸、河川の清掃及びポイ捨て防止の啓発と、マイバックの活用や使い捨てプラスチック製品を使わない等の取組みを盛り込んだ「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」を発信し推進を図る。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残存容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

市民の協力度、本市が有する収集機材、泉南清掃事務組合資源化施設を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空缶・空ビン
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	紙製容器包装類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	141		139		138		136		135	
主としてアルミ製の容器	63		62		61		61		60	
無色のガラス製容器	(合計) 115		(合計) 114		(合計) 113		(合計) 112		(合計) 111	
	引渡数量	独自処理 115	引渡数量	独自処理 114	引渡数量	独自処理 113	引渡数量	独自処理 112	引渡数量	独自処理 111
茶色のガラス製容器	(合計) 105		(合計) 104		(合計) 103		(合計) 101		(合計) 100	
	引渡数量	独自処理 105	引渡数量	独自処理 104	引渡数量	独自処理 103	引渡数量	独自処理 101	引渡数量	独自処理 100
その他のガラス製容器	(合計) 24		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 23	
	引渡数量 24	独自処理	引渡数量 24	独自処理	引渡数量 24	独自処理	引渡数量 24	独自処理	引渡数量 23	独自処理
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4		4		4		4		4	
主として段ボール製の容器	719		719		719		719		719	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 253									
	引渡数量	独自処理 253								

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	(合計) 143									
	引渡数量	独自処理								
	143		143		143		143		143	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 561									
	引渡数量	独自処理								
	561		561		561		561		561	
(うち 白色トレイ)	(合計)									
	引渡数量	独自処理								
合計	2, 128		2, 123		2, 118		2, 114		2, 109	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、開発による急激な人口増加が見込めないため、平均人口変動率から設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
53,658人 (対前年度比) 98.92%	53,079人 (対前年度比) 98.92%	52,505人 (対前年度比) 98.92%	51,938人 (対前年度比) 98.92%	51,377人 (対前年度比) 98.92%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別区分について収集及び回収の方法を示す。
引き続き自治会や住民団体等の集団回収を活用し、分別収集への協力、拡充を図る。

容器包装廃棄物の収集及び実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	空缶・空ビン	市による定期収集 (アルミ製容器のみ住民 団体による集団回収)	泉南清掃事務 組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙パック			
	段ボール	紙製容器包装類	市による定期収集 住民団体による集団回収	
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	泉南清掃事務 組合
	その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	市による定期収集	

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)

空缶・空ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトルは、泉南清掃事務組合内の資源化施設で選別、圧縮、保管。

紙パック、紙製容器包装類は、市内再生処理業者へ直接渡し。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空缶・空ビン	透明・ 半透明袋	2 t・3.5 t パッ カー車 2 t・軽四ダン プ車	資源化施設 (泉南清掃事 務組合内)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙パック	紙パック	紐でしぼる	軽四ダンプ車	再生処理業者 へ直接渡し
段ボール	紙製容器 包装類		2 t・3.5 t パッ カー車	
その他紙製容器包装			2 t・軽四 ダンプ車	
ペットボトル	ペットボトル	透明・ 半透明袋	2 t・3.5 t パッ カー車	資源化施設 (泉南清掃事 務組合内)
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	透明・ 半透明袋	2 t・軽四ダン プ車	

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 阪南市ごみ減量化・資源化推進協議会

廃棄物処理法では、廃棄物の減量及び適正処理のために廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量等推進員の委嘱等がうたわれていることから、これらの制度を参考に「阪南市ごみ減量化・資源化推進協議会」を設置し、ごみの減量化やリサイクルについて調査研究を行い、市民への啓発を推進する。

(2) 有価物集団回収報奨金制度

有価物集団回収の推進のため、現行の制度を継続し、自主的な地域リサイクル活動を支援する。

(3) 事後評価について

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。